○「立命館大学文化・芸術活動に優れた者の特別選抜入学試験」特別奨学金規程 2000年9月13日

規程第475号

(名称)

第1条 本大学に文化・芸術活動に優れた者の特別選抜入学試験特別奨学金(以下「奨学金」 という。)をもうける。

(目的)

第2条 奨学金は、高い文化・芸術能力を持つ者が、文化・芸術分野における力量をさらに 向上させ、本大学の文化・芸術活動の高度化・活性化に寄与するとともに、当該学生の学 業と文化・芸術活動の両立を促進することを目的とする。

(種別)

- 第3条 奨学金は、対象者により、次の2種とする。
 - (1) S奨学金 文化・芸術活動において顕著な実績を修めており、国際大会または本大学 が定める重点分野での活躍が期待できる者
 - (2) A奨学金 文化・芸術活動において顕著な実績を修めており、全日本大会での活躍が 期待できる者

(給付額)

- 第4条 奨学金の給付額は、1学期につき次のとおりとする。
 - (1) S奨学金 授業料の全額に相当する額
 - (2) A奨学金 授業料の半額に相当する額

(給付期間)

- 第5条 奨学金の給付期間は、継続審査の基準を満たすことを条件に、通算4年とする。 (採用人数)
- 第6条 奨学金の新規採用人数は、年度ごとに予算により決定する。ただし、S奨学金は1 名以内、S奨学金およびA奨学金の合計は5名以内とする。

(募集)

- 第7条 奨学金の募集は、毎年1回行う。
- 2 学生部長は、学生生活会議の議を経て、募集要項および出願書式を定める。
- 3 この規程に定める事項のほか、出願者に提出を求める書類は、募集要項に明記する。
- 4 募集要項、出願書式等、出願に必要な情報は、本大学のホームページで公開する。 (出願資格)

- 第8条 奨学金に出願することができる者は、本大学の文化・芸術活動に優れた者の特別選抜入学試験(以下「文芸選抜入試」という。)の出願資格を有し、かつ、文化・芸術活動で次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 国際大会または全日本大会で入賞した者
 - (2) 日本代表または高等学校選抜の代表に選抜された者
 - (3) 前2号と同等の入賞実績を有することを公式な文書等により証明できる者 (出願)
- 第9条 奨学金の受給を希望する者は、募集要項に定める期限までに所定の出願書類を学生 部長に提出しなければならない。

(選考等)

- 第10条 奨学金の選考は、出願書類にもとづき、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して行う。
 - (1) 対象分野における資質、文化・芸術能力および実績
 - (2) 入学後の達成目標の明確性
 - (3) 文化・芸術活動と学業の両立に向けた計画の具体性
- 2 S奨学金の選考は、出願書類にもとづき、前項各号に加え次の各号に掲げる事項を総合 的に考慮して行う。
 - (1) 国際大会への出場または出場候補選手への指定
 - (2) 全日本大会での優勝
 - (3) 本大学の重点分野での活躍の可能性

(採用者への決定)

- 第11条 採用者は、学生生活会議の議を経て、学生部長が決定する。
- 2 採用者の決定時期は、文芸選抜入試の第一次合格発表時とする。

(採用者への通知)

第12条 学生部長は、前条により採用を決定した者に対し、採用決定を通知する。

(採用の取消)

- 第13条 採用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生部長は採用の決定を取り消す。
 - (1) 文芸選抜入試を受験しないとき。
 - (2) 本大学の入学資格を失ったとき。
 - (3) 所定の日までに本大学の入学手続を完了しないとき。

- (4) 奨学金の辞退を届け出たとき。
- (5) 出願書類への虚偽記載等、奨学金の出願に関する不正の事実が判明したとき。 (給付の決定)
- 第14条 奨学金の給付は、採用者が本大学に入学したことをもって学生部長が決定する。 (給付方法)
- 第15条 奨学金は、各学期の授業料納付時に、授業料に充当する方法により給付する。 (併給)
- 第16条 奨学金は、立命館大学アスリート・クリエーター育成奨学金と併給できない。ただし、国際大会出場により、学生生活会議の議を経て、学生部長が併給を相当と認める者については、併給を認めることがある。

(受給者の義務)

- 第17条 奨学金の目的に照らし、次の各号に定める内容を受給者の義務とする。
 - (1) 文化・芸術分野における力量をさらに向上させ、本大学の文化・芸術活動の高度化 および活性化に寄与すること。
 - (2) 文化・芸術活動と学業との両立に努めること。
 - (3) 毎年度修了時に、取組・成果報告書を学生部長に提出すること。

(継続審査)

- 第18条 奨学金の継続は、給付期間2年経過時に、学生生活会議の議を経て、学生部長が 決定する。
- 2 継続審査は、取組・成果報告書および面接により行う。
- 3 継続審査は、次の各号に掲げる基準により行う。
 - (1) 対象分野における力量向上に努めていること。
 - (2) 給付期間2年経過時の取得単位数が32単位以上であり、修業年限内に卒業の見込みがあること。

(給付の停止)

- 第19条 受給者が休学するときは、奨学金の給付を停止する。
- 2 受給者が復学するときは、奨学金の給付を再開する。

(給付の中止)

- 第20条 受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生部長は直ちに奨学金の給付を中止する。
 - (1) 学籍を失ったとき。

- (2) 立命館大学学則第57条第1項により停学の懲戒を受けたとき。
- (3) 正当な理由なく受給者としての義務を果たさなかったとき。
- (4) 継続審査において中止が相当であると判断したとき。
- (5) その他、奨学金受給者として、ふさわしくないと学生部長が判断したとき。
- 2 前項により奨学金の給付を中止した者に対し奨学金の過払いが生じたときは、学生部長 は中止の時点にさかのぼって返還を求めることがある。

(給付の取消)

- 第21条 奨学金の給付後に、出願書類への虚偽記載等、奨学金の出願に関する不正の事実 が判明したときは、学生部長は給付の決定を取り消す。
- 2 学生部長は、前項により奨学金の給付を取り消した者に対し、給付済の奨学金相当額の 返還を求める。

(報告)

第22条 前3条の措置を行ったときは、学生部長は学生生活会議に報告する。

(返還)

第23条 第20条または第21条により奨学金の返還を求められた者は、所定の期日までに全額納入しなければならない。

(施行細目)

第24条 施行にかかわる細目は、学生生活会議において定める。

(效廃)

第25条 この規程の改廃は、学生生活会議の議を経て、常任理事会が行う。

附則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2004年4月14日制度名称の変更等に伴う改正)

この規程は、2004年4月14日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則(2006年4月1日機構改革に伴う一部改正)

この規程は、2006年6月28日より施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則(2009年4月22日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2009年4月22日から施行する。

附 則(2010年3月17日立命館大学学生賞罰規程の廃止および立命館大学学生懲戒 規程の制定にともなう一部改正)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2014年3月26日種別、募集、採用者の決定等の追加に伴う全部改正) この規程は、2014年4月1日から施行し、2015年4月1日入学者から適用する。 附 則(2016年3月8日継続審査の基準の変更に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2016年3月31日に奨学金の支給を受けている者については、なお 従前の例による。ただし、休学後の最初の継続審査を復学後1年未満の時点で受ける者に ついては、改正後の第18条により継続審査を行う。

附 則(2020年7月15日受給者の義務及び給付の中止事由の追加に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2021年3月31日に奨学金の支給を受けている者については、なお 従前の例による。